## 「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

## 今般発表分の主な進捗内容 (8月中旬~9月中旬の進捗)

平成23年9月20日 原子力災害対策本部

避難者への支援 (一時立入りの実施)

- 5月10日から開始した警戒区域内への一時的な帰宅及び車両の持出しを目的とした一時立入りについては、希望者全員の一巡目 が終了(9月9日)。【一巡目の実績】 住民の一時立入り:19,926世帯、33,598人、②車両の持出し:4,152台
- ・ <u>二巡目の立入り</u>は、従来のバス方式による立入りに加え、<u>マイカーでの立入りを認める</u>等、被災者の方々の御要望により対応した 形での立入りを実現(9月19日から実施)。

本格的な除染に向けた取組

- ・ 福島県庁オフサイトセンターに「福島除染推進チーム」を立ち上げ(8月24日)、除染の実施に向け現地体制を強化。また、放射性物質の汚染拡大防止に向けて関係省庁の連携を確保するため内閣官房に「放射性物質汚染対策室」を設置(8月25日)。
- ・「<u>除染に関する緊急実施基本方針」</u>(8月26日原災本部決定)に基づく、当面の緊急的な対応として、9月9日に閣議決定した<u>約</u> 2,200億円の予備費を活用。生活圏を中心とした除染や、避難指示等があった12市町村全てでモデル事業を実施するなど、国が先 頭に立って除染を推進。
- ・ 上記基本方針の内容は「放射性物質汚染対処特措法」(8月26日成立)の枠組みが立ち上がり次第、順次移行。

モニタリングの 実施と公表

- ・8月に決定した「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省や自治体等が連携して、各種の継続的な環境モニタリングを実施中。 放射性セシウムの地表面への沈着量のマップ(8月30日)、農地土壌の放射性物質濃度分布のマップ(8月30日)、及び 避難区 域等の広域モニタリング結果(9月1日)を公表。
- 年内を目途に、東日本全域の航空機モニタリングを実施予定。

災害廃棄物の処理

・ <u>8千Bq/kgを超え10万Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針</u>を決定(8月31日)。

被災者等への賠償

- 「原子力損害賠償紛争解決センター」を開設し受付開始。福島事務所も設置(9月13日)。
- 東京電力は、福島第一原子力発電所事故に伴う賠償金の算定基準を発表(8月30日)。今後、9月中に受け付け、10月中旬以降の本払いを開始を目指して、体勢も拡充予定。

被災地の復興に向けた検討

・ 「<u>原子力災害からの福島復興再生協議会」</u>を開催(8月27日)、原子力被災地再生特別法の制定など、福島の復興に向けた今後の 検討課題を整理。